

佐賀県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十二月十五日から平成二十二年一月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路		の		区		域	
	区	間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 二〇七号	鹿島市大字音成字新宮田尾 甲五〇七〇番一地先から	鹿島市大字音成字長崎平甲 二八七六番三一地先まで	後	五二・〇 ） 一三・四	六二一・八	後	三九・四 ） 一二・四	五九三・四
	鹿島市大字音成字新宮田尾 甲五〇七〇番一地先から	鹿島市大字音成字長崎平甲 二八七六番三一地先まで	前	三二・三 ） 九・〇	六一七・七	前	三二・一 ） 八・〇	五九七・一
	鹿島市大字音成字黒木甲一 番一地先から	鹿島市大字音成字本戊一 七七六番一地先まで	後	三九・四 ） 一二・四	五九三・四	後	三二・一 ） 八・〇	五九七・一
	鹿島市大字音成字黒木甲一 番一地先から	鹿島市大字音成字本戊一 七七六番一地先まで	前	三二・三 ） 九・〇	六一七・七	前	三二・一 ） 八・〇	五九七・一

藤津郡太良町大字系岐字破 瀬ノ浦三六三〇番一地先か ら 藤津郡太良町大字大浦字下 松尾戊七五八番八地先まで	藤津郡太良町大字系岐字破 瀬ノ浦三六三〇番一地先か ら 藤津郡太良町大字大浦字下 松尾戊七五八番八地先まで
前	後
八・八 五五・八	一〇・二 五四・六
八三・八・四	八三・八・七